



学費負担軽減ワーキンググループ 平成26年度とりまとめ参考資料

奨学金制度の類型・Ⅰ（型別比較表）

【表記】 ◎＝大きい ○＝比較的大きい △＝小さい

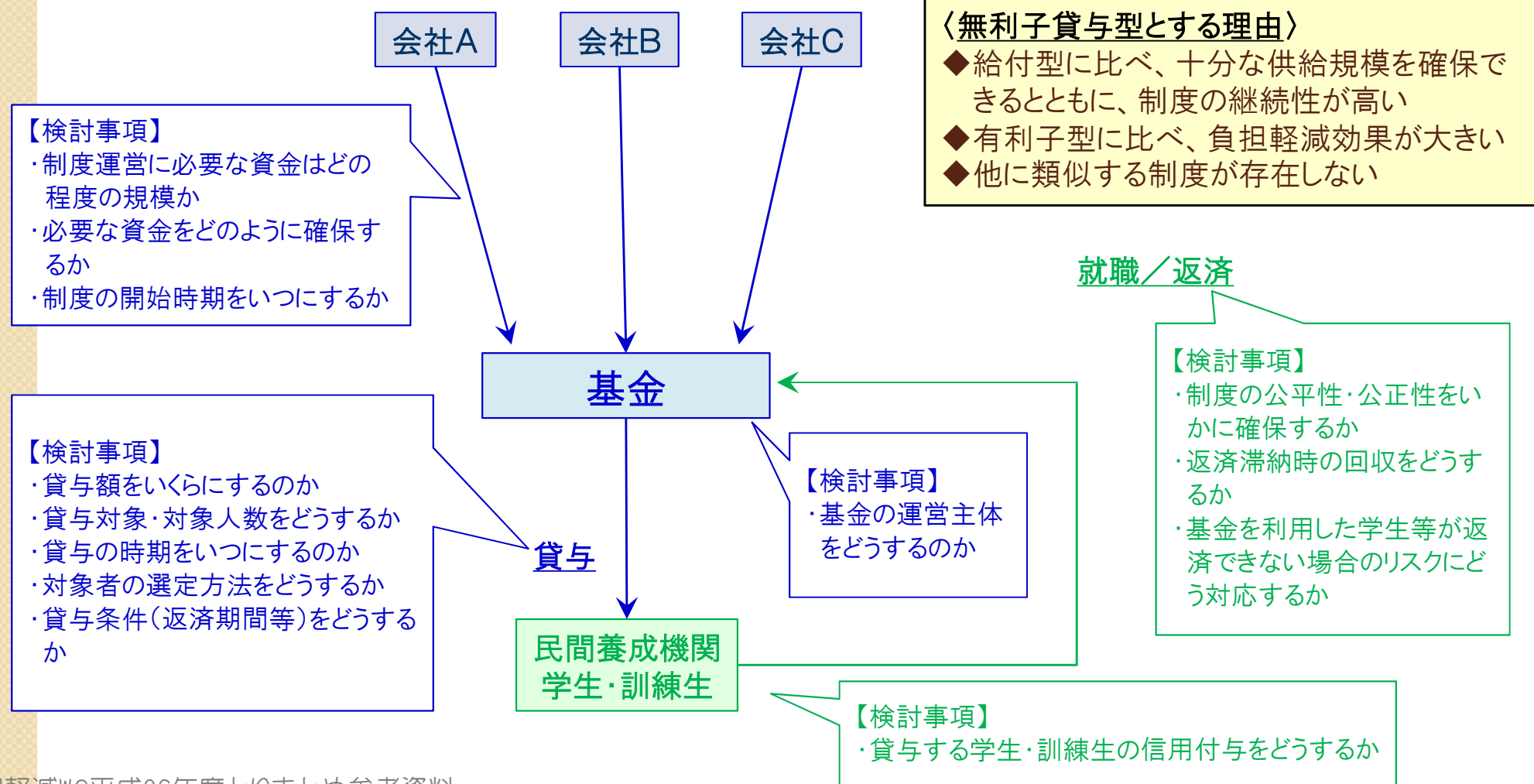
論 点	給付型	貸与型	
		無利子	有利子
負担軽減効果	◎	○	△
需要規模に対する供給規模	△	◎	◎
制度の継続性	△	◎	◎
市中からの資金提供可能性	△	△	○
類似の制度	なし	なし	あり
資金回収コスト	なし	あり	あり

奨学金制度の類型・Ⅱ（詳細）

給付型	貸与型	
	無利子	有利子※
・返済義務がないことから、<u>実質的な学費負担軽減効果が非常に大きい</u>。 ・貸与型と比べ、投入した一定額に対して受益する学生等の数は限定される。 ・恒常的に多額の資金が必要。 ・返還されないため、市中銀行等からの資金確保は困難である。 ・市中に<u>類似の制度は存在しない</u>。 ・<u>資金の回収・管理に係るコストは発生しない</u>。	・返済義務は発生するが、<u>学生／訓練生期の学費負担軽減効果は比較的大きい</u>。 ・投入した一定額に対して受益する学生等の数が多くなる。<u>（十分な供給規模が確保できる。）</u> ・制度創設当初には多額の資金が必要だが、返済が順調に行われるようになれば、<u>やがて追加的拠出は必要なくなるため、制度を継続的に実施可能</u>。 ・資金提供者への利益還元は不可能であるため、市中からの資金確保は困難である。 ・市中に<u>類似の制度は存在しない</u>。 ・資金の回収・管理に係るコストが発生する。	・返済義務は発生するが、<u>学生／訓練生期の学費負担軽減には一定の効果がある</u>。 ・投入した一定額に対して受益する学生等の数が多くなる。<u>（十分な供給規模が確保できる。）</u> ・制度創設当初には多額の資金が必要だが、返済が順調に行われるようになれば、<u>やがて追加的拠出は必要なくなるため、制度を継続的に実施可能</u>。 ・長期的には黒字転換することから、<u>市中銀行等からの資金確保の可能性はある</u>。 ・市中に類似の制度が存在する。 ・資金の回収・管理に係るコストが発生する。（なお、貸金業法に基づく登録が必要。）
	・返済することが基本であるが、<u>航空会社への一定期間の勤務により返済を免除することも可能であり、実質的な学費負担軽減効果が非常に大きくなる</u>。（個別航空会社の就職と結びつくため、操縦士確保が困難な中小航空会社（特に、地域航空会社）に限定されるべきか。）	・返済することが基本であるが、<u>航空会社への一定期間の勤務により返済を免除することも可能であり、実質的な学費負担軽減効果が非常に大きくなる</u>（同左）。 ・市中からの資金確保が可能になれば、航空会社等がリスク補償として利子補給を行う形も考えられる。 ・この場合、<u>航空会社等にとってはより少ない負担で一定の効果を上げることが可能となる</u>。

新たな奨学金制度のイメージ

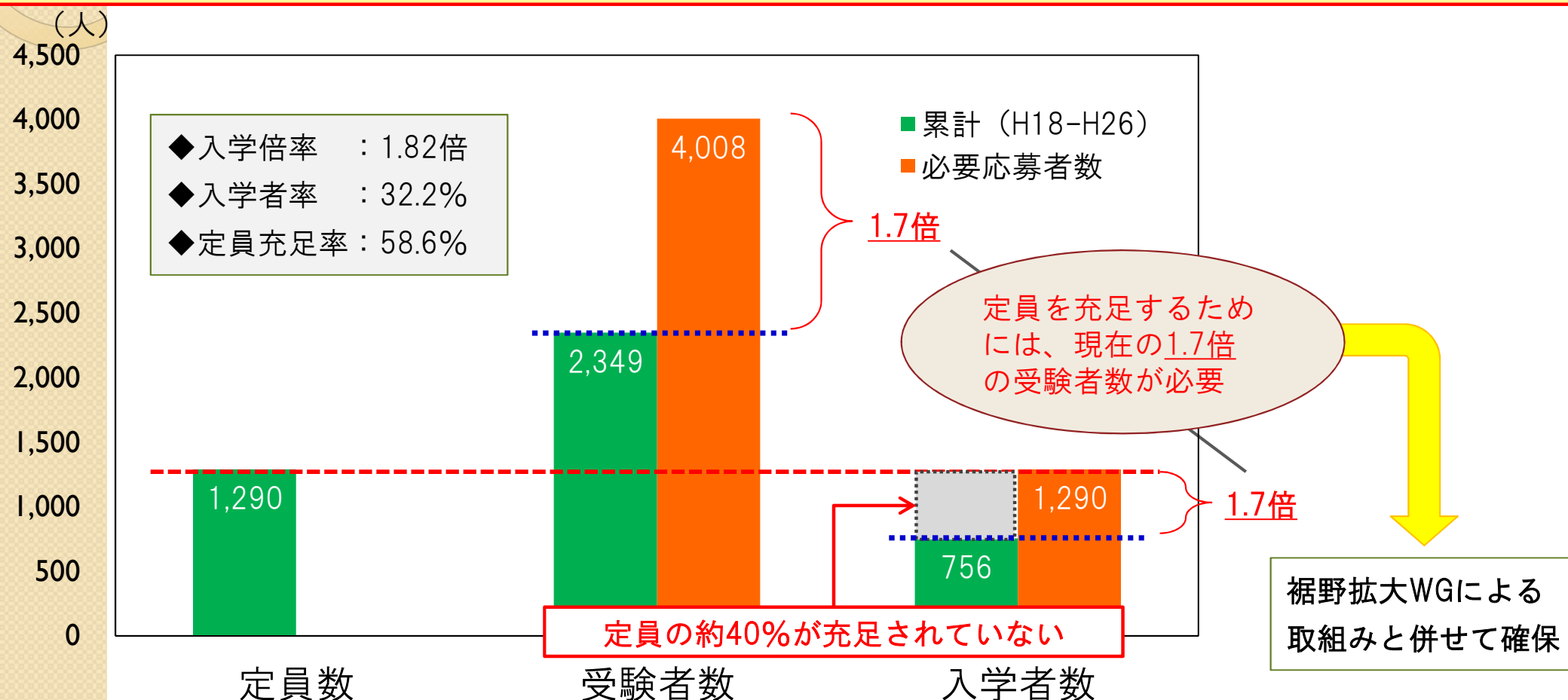
航空業界全体の取組として、無利子貸与型の奨学金制度を創設する。



新たな奨学金制度の貸与対象人数

(とりまとめ本文2. 1 (3) 関連)

- ・民間養成機関では定員を充足していないことから、新たな奨学金制度により少なくとも定員を充足させるための貸与が必要か。この場合、定員充足率は約60%であることから、単年度の定員210名の約40%にあたる約80名に対しての手当が必要か。
- ・その上で、日本航空(株)の「パイロット奨学給付金制度」の対象人数30名を考慮し、少なくとも50名(=80名-30名)に対する貸与が必要ではないか。(更に対象人数を拡大するべきか?)



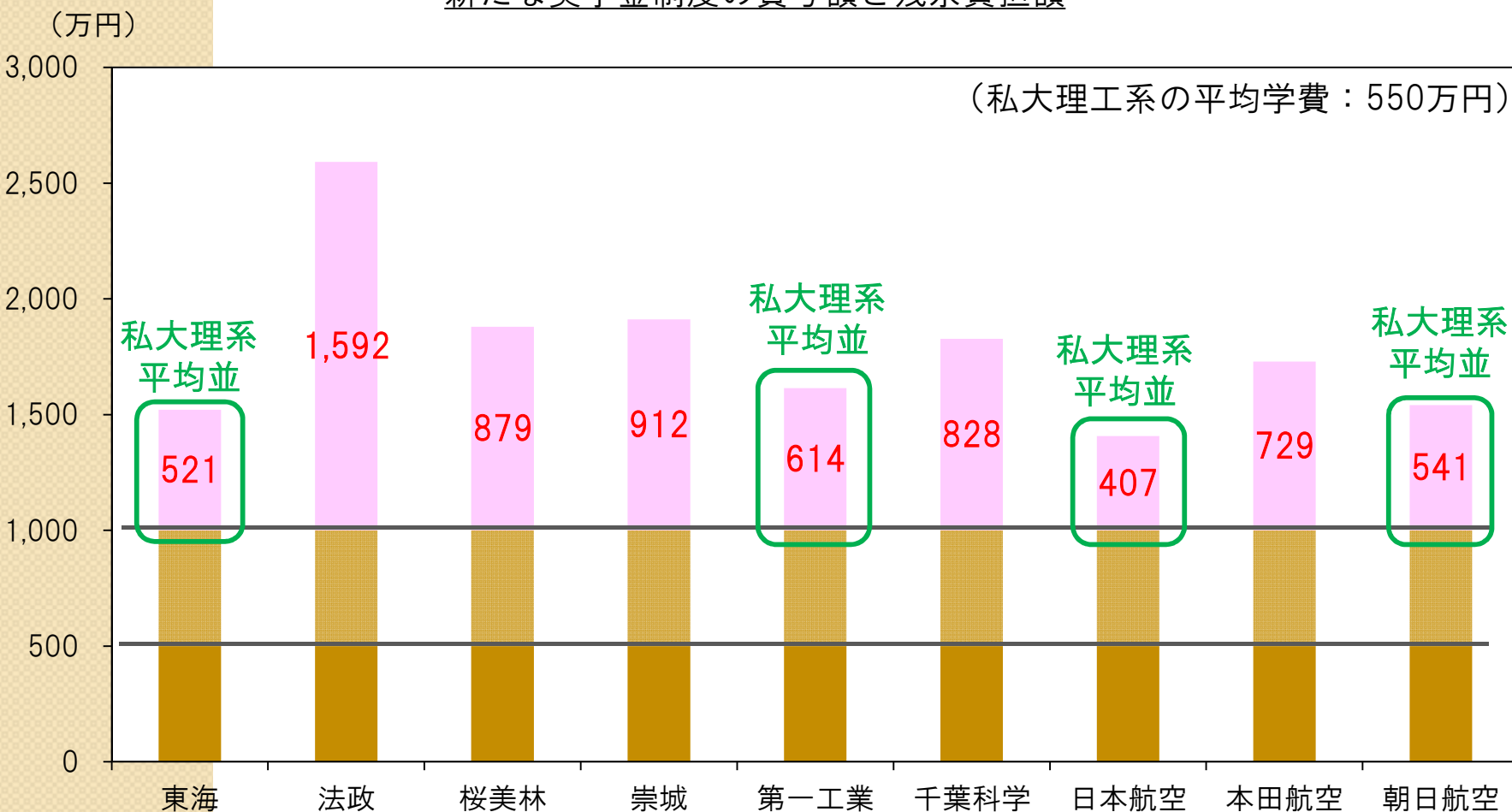
- ※1 「累計」について、私立大学及び航空専門学校における平成18年度から平成26年度の延べ人数を示す
- ※2 「必要応募者数」について、実績値に基づく比例計算により算出している
- ※3 単年度の定員については、私立大学150人、航空専門学校20人、訓練事業会社40人の計210人

新たな奨学金制度の貸与額

(とりまとめ本文2. 1 (4) 関連)

- ・ 貸与額については、集められた総資金に応じて、貸与額や対象人数のバランスを考慮しながら決定する必要がある。
- ・ 貸与額を500万円とすると、すべての養成機関において、残余負担額が私大理工系の平均から大きくかけ離れている。
- ・ 貸与額を1,000万円とすると、一部の養成機関において残余負担額が私大理工系並となり、他の養成機関についても、多くの場合、市中の教育ローンや他の奨学金との併用等により学費を賄うことが可能になると考えられる。
- ・ 以上から、貸与額の上限を1,000万円とすることが適当ではないか。

新たな奨学金制度の貸与額と残余負担額



残余負担額

市中の教育ローンや他の奨学金の併用等により、学費を工面することが必要
(航空会社に就職後、一部は本人が返済するとともに、保護者の支援も必要か)

検討中の奨学金

航空会社に就職後、本人が返済

資金確保の目標

◆無利子貸与型の奨学金について、一定の前提の下での必要な資金の試算は以下のとおり。

必要な資金の試算

【前提】貸与対象人数：50人
 貸与額：1000万円／人（全員に上限まで貸与すると仮定）
 金利：なし
 返済：①期間 10年又は15年（元金据置：4年）
 ②金額 〈10年の場合〉 83,333円／月・人
 〈15年の場合〉 55,556円／月・人

【10年返済の場合】 （総額）3,750百万円

1年目	500百万円
2年目	500百万円
3年目	500百万円
4年目	450百万円
5年目	400百万円
6年目	350百万円
7年目	300百万円
8年目	250百万円
9年目	200百万円
10年目	150百万円
11年目	100百万円
12年目	50百万円
13年目	0百万円

【15年返済の場合】 （総額）5,000百万円

1年目	500百万円
2年目	500百万円
3年目	500百万円
4年目	467百万円
5年目	433百万円
6年目	400百万円
7年目	367百万円
8年目	333百万円
9年目	300百万円
10年目	267百万円
11年目	233百万円
12年目	200百万円
13年目	167百万円
14年目	133百万円
15年目	100百万円
16年目	67百万円
17年目	33百万円
18年目	0百万円

課題

- ・奨学金が循環するようになるまでの間に、多額の資金を確保する必要がある。
- ・航空業界が最大限努力することを前提として、広く一般社会にも支援を求めることが必要か。
- ・基金の運営主体を確保する必要がある（新機関の設立、又は既存機関の活用）。
- ・民間の教育ローン等と比べ、家庭等の返済能力に対する審査基準を緩やかにすることが可能である反面、被貸与者が返済不能に陥った場合等のリスクにどう対応するかが課題となる。

※1 奨学金の運営・管理コストについては、上記計算では考慮していない。

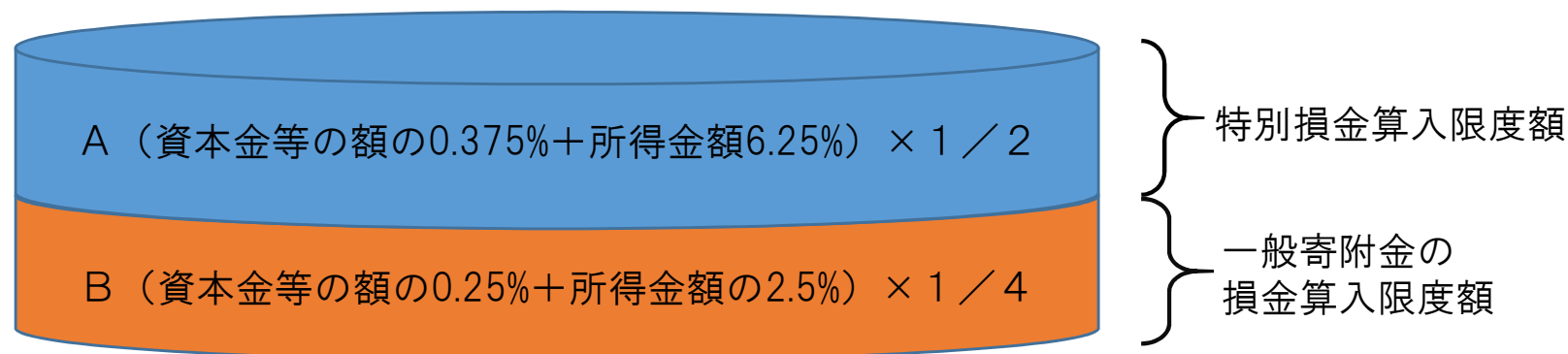
※2 貸与対象人数、貸与額等の前提が変動することにより上記試算額は大幅に変動し得る。

寄附金の損金算入

(とりまとめ本文3. (1) 関連)

- ・ 法人税法において、特定公益増進法人が実施する事業を支援するために支出された寄附金については、税制上の優遇措置が認められているため、基金の創設にあたり民間企業が寄附金を拠出する際のメリットもあると考えられる。
- ・ なお、公益社団法人・公益財団法人は、全て税法上の「特定公益増進法人」に該当する。

一般寄附金分と別枠分の寄附金が損金算入可能であり、この分には法人税が課税されない。



【モデルケース】

〈算出条件〉

- ①資本金等の額 : 5000億円
②所得金額 : 1000億円

この会社の場合・・・

【損金算入限度額】 50億円

- A 特別損金算入限度額 = 40億6250万円
B 一般寄附金の損金算入限度額 = 9億3750万円

〈算出条件〉

- ①資本金等の額 : 100億円
②所得金額 : 10億円

この会社の場合・・・

【損金算入限度額】 6250万円

- A 特別損金算入限度額 = 5000万円
B 一般寄附金の損金算入限度額 = 1250万円

（参考）公益法人に寄付をした法人に対する税制優遇

（とりまとめ本文3.（1）関連）

（参考）法人税法

（寄附金の損金不算入）

第三十七条 内国法人が各事業年度において支出した寄附金の額（次項の規定の適用を受ける寄附金の額を除く。）の合計額のうち、その内国法人の当該事業年度終了の時の資本金等の額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える部分の金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2 （略）

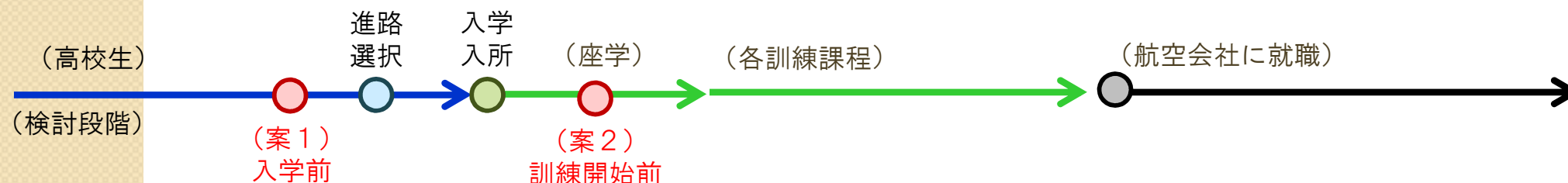
3 （略）

4 第一項の場合において、同項に規定する寄附金の額のうちに、公共法人、公益法人等（別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（前項各号に規定する寄附金に該当するものを除く。）の額があるときは、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が当該事業年度終了の時の資本金等の額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える場合には、当該計算した金額に相当する金額）は、第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入しない。ただし、公益法人等が支出した寄附金の額については、この限りでない。

5～12 （略）

選定の時期／方法

- ・ 選定期間については、入学前と訓練開始前の2通りが考えられる。
- ・ 選定方法については、入学試験や入学後の成績を活用、大学等が候補者を推薦、操縦士適正試験の実施といった方法が考えられ、上記の選定期間との組み合わせにより様々なパターンがあり得る。



区分	案	メリット	デメリット	共通課題
選定期間	入学前	・ 入学前に学費の一部確保が明確になるため、志願者を増加させる手段として有効	・ 将来的に航空会社で活躍する人材に奨学金を貸与するとは限らない（特に、制度開始後の実績のない間）	・ 奨学金制度の利用を希望する家庭の財政状況も考慮する必要はないか （志願者を拡大するためには、家庭の財政状況が悪い程、奨学金の必要性が高いのではないか）
	訓練開始前	・ 将来的に航空会社で活躍する人材に奨学金を貸与する可能性が高くなる	・ 入学・入所以降の実施であれば、奨学金を受け取れるかどうか不明確であるため、志願者の増加につながらない可能性がある	
選定方法	入学試験や入学後の成績を活用	・ 実施主体や費用の確保が必要ない	・ 将来的に航空会社で活躍する人材に奨学金を貸与するとは限らない ・ 入学試験成績等の情報を出すことが可能か	
	大学等が候補者を推薦	・ 実施主体や費用の確保が必要ない	・ 将来的に航空会社で活躍する人材に奨学金を貸与するとは限らない	
	操縦士適性試験の実施	・ 将来的に、技量の面で航空会社の操縦士として活躍する可能性がある人材かどうか確認が可能	・ 実施主体や費用の確保が必要 ・ 実施方法の検討が必要 （例：基金運営主体が実施（直接/委託）、各養成機関が独自に実施した結果を共有し判断、航空大学校の活用）	

想定されるスケジュール

(とりまとめ本文4. 関連)

H27

H28

